

令和7年度札幌市物価高対策臨時給付金の支給に関する事務に係る 特定個人情報保護評価書（案）について寄せられたご意見と本市の考え方

1 ご意見の募集期間

令和8年（2026年）4月1日（水）から令和8年（2026年）4月30日（木）まで

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

ア 市政刊行物コーナー（市役所本庁舎2階）

イ 各区市民部総務企画課広聴係

ウ 保健福祉局総務部総務課（市役所本庁舎3階）

(2) 札幌市公式ホームページでの公開

<https://www.city.sapporo.jp/rinnjitokubetukyufukin/rinnjitokubetukyufukin9.html>

3 ご意見の受付方法

ご意見募集フォーム／メール／郵送／FAX／持参

4 ご意見の内訳等

（単位：人・件）

内訳等	ご意見 募集 フォーム	メール	郵送	FAX	持参	合計
提出人数	1	-	-	1	-	2
提出件数	6	-	-	1	-	7

5 寄せられたご意見に対する本市の考え方

別紙のとおり

市政等資料番号
01-F01-26-1953

寄せられたご意見の概要と本市の考え方
 <令和8年4月1日（木）～令和8年4月30日（水）実施>

No.	寄せられたご意見（※）	本市の考え方
1	特定個人情報保護評価書（案）に対する意見募集は、個人番号に紐付けた（特定個人情報）事務作業のリスクに関する意見のはずだが、意見募集中に「支給」が始まっているのではないのか。意見公募が遅いのではないのか？その理由と対処（リスク管理）に疑問。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定されているとおり、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、原則として、保有する前に評価書を公示することとされています。 ただし、特定個人情報保護評価に関する規則（以下「規則」といいます。）第9条第2項の規定において、災害その他やむを得ない事由により、緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要がある場合は、特定個人情報ファイルを保有した後、速やかに特定個人情報保護評価を実施することが認められています。
2	市民が自治体に預けている膨大な個人情報を個人番号で紐付けて利用することは、「宣言」の市民のプライバシー等の権利利益への影響、特定個人情報の漏洩などの事態を発生するリスクが十分あるからこそその意見募集であって、その取り組みは単なるアリバイ作りや責任逃れであってはならない。もし万が一、そのような事態が発生した場合には損害を含め、直ちに公表・情報公開されなければならない。	本給付事務については、国の総合経済対策に基づく物価高対策として市民の皆様の生活支援を一刻も早く行うため迅速な支給を行う必要があったことから、緊急性を優先し、規則第9条第2項を適用することといたしました。寄せられたご意見のとおり、本評価書（案）の意見募集と本給付金の支給時期が一部重複しておりますが、迅速な給付と並行して可及的速やかに事後評価の手続きを進め、市民の皆様の信頼確保に努めております。 なお、特定個人情報ファイルの取扱いにおけるリスク対策につきましては、評価書に記載した取組を確実に実施し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じております。
3	所得に関係なく市民一人につき5千円支給（住民税非課税世帯は1万円加算）は、個人番号カード（公金受給口座登録）であっても、世帯主（世帯人数）などの確認は必要であり、個人番号カード（公金口座登録）に限らず、当該世帯の所得状況についても、どのように確認し支給したのか。その経費（内訳）は（確認郵送費を含む）。	支給対象者の抽出及び支給額の算出に必要なデータ（住民基本台帳情報及び住民税情報）については、市の担当部署から提供を受けております。したがって、当該データについて郵送等による確認は行っておりませんので、本市職員の通常業務に係る人件費以外、特段の費用は発生しておりません。

4	政府（デジタル庁）はさかんに（任意の）個人番号カードの取得をすすめ、公金受取口座登録で支給する、とまるで「原則」（公金受取口座でなければ支給しないかのような）喧伝（報道もある）があり、市民に誤解を与えた。	本意見募集は、本評価書（案）の内容について求めるものであることから、左記のご意見は対象外と判断しました。 なお、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）は、国の行政機関である個人情報保護委員会が所管しております。
5	昨今では、マイナンバーカード交付時の本人写真取り違いや、事務作業用PCの置き忘れ（紛失）など、職員（委託を含む）のミス（？）報道を目にするたびに、盛んにすすめられているDX・デジタル化は、市民の安全安心の省力化なのか、さらに行政事務の効率化なのか、かえって民間委託が当たり前になり、行政サービスの削減と市民生活の不便につながるのではないのか非常に危惧する。	
6	個人情報保護法が改定され、ビッグデータの民間利用をすすめるために、本人同意なくデータを使いやすくするようだが、市民は個人情報提供し、データマッチング利用される社会に生きている。しかし言うまでもなく漏洩流失した個人情報は取り戻せない。情報漏洩事件のたびに（慣用句のように）二次被害が無いようだ、で済まされて、まるで行政事務のリスク管理は情報提供している市民の自己責任で済まされてはならない。民間利用をすすめるビッグデータであっても個人特定は可能だから、同意を不要とする今般の個人情報保護法改定にも非常に危惧する。	
7	札幌市物価高対策臨時給付金の支給があまりにも少なく遅すぎる。生活保護や障害者年金を受給している者にとっては全く生活できない。以前給付金で十万円が出せたのであるなら政府も市も知恵をしぼって防衛費ではなく社会福祉の予算として臨時給付金を多くして支給することが必要ではないか。私達障害者、高齢者にとっては必要不可欠な給付金であるのでもっと多く給付すべきだ。	

（※）寄せられたご意見は、ご意見の趣旨を損ねない範囲で文言を整理しております。